

## セゾンプラチナ・ビジネス プロ・アメリカン・エクスプレスカード／セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード規約改定のお知らせ

2024年6月1日をもってセゾンプラチナ・ビジネス・プロ・アメリカン・エクスプレスカード／セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード規約を改定いたしますのでご案内いたします。  
規約の主な改定箇所は以下のとおりです。

### ■セゾンプラチナ・ビジネス プロ・アメリカン・エクスプレスカード／セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第2条（カード使用者）</b></p> <p>(1) 法人会員が当社に対して指定をし、当社がご利用を承諾した法人会員の役員及び役職員をカード使用者とします。</p> <p>(2) 法人会員は、本規約又は本規約に付随する規約において、<u>カード使用者の義務として定められているものについて、これをカード使用者に遵守させるものとします。</u> <u>また、カード使用者がカードを利用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、当社は、カード使用者が法人会員の代理人として当該行為を行ったものとみなし、当該行為に基づく債務は法人会員が負担するものとします。</u></p> <p>(3) (新規に規定)</p> <p>(4) (新規に規定)</p>	<p><b>第2条（カード使用者）</b></p> <p>(1) 法人会員が当社に対して<u>代理人として</u>指定をし、当社がご利用を承諾した法人会員の役員及び役職員 <u>(法人会員が個人事業主である場合には、当該個人事業主及び従業者)</u> をカード使用者とします。</p> <p>(2) カード使用者がカードを利用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、当社は、カード使用者が法人会員の代理人として当該行為を行ったものとみなし、当該行為に基づく債務は法人会員が負担するものとします。</p> <p><u>(3) 法人会員は、本規約又は本規約に付随する規約において、カード使用者の義務として定められているものについて、これをカード使用者に遵守させるものとします。法人会員は、カード使用者が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（カードの管理に関して生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。</u></p> <p><u>(4) 法人会員は、カード使用者が事由の如何を問わず代理人でなくなった場合は、当該カード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申出以前に代理権が消滅したことを当社に対し主張することはできません。</u></p>
<p><b>第4条（カードの貸与）</b></p> <p>(1) カードの<u>券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面に印字される4桁又はカード裏面に印字される3桁の数値をいう）</u></p>	<p><b>第4条（カードの貸与）</b></p> <p>(1) カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面に印字される4桁又はカード裏面に印字される3桁の数値をいう）等（以下総称して</p>

<p>等（以下総称して「カード情報」という）が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が法人会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上カード使用者が利用できるようにしたものです。法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) カード使用者には、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>「カード情報」という）は、<u>カードの券面に表示され又は当社所定の方法で法人会員に対し別途通知されます。</u>カードは、当社が所有権を有し、当社が法人会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上カード使用者が利用できるようにしたものです。法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また、法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) カード使用者には、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います（<u>ただし、カードに署名欄がない場合を除きます。</u>）。</p> <p>(4) (略)</p>
<p><b>第10条（カードのご利用）</b></p> <p>(1) カード使用者は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、法人会員及びカード使用者は、当社に対し、店舗への立替払いを委任し、商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続いただくことを、予めご承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。ただし、取消しについては、(1)を適用いたします。なお、法人会員及びカード使用者は、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張し</p>	<p><b>第10条（カードのご利用）</b></p> <p>(1) カード使用者は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、<u>当社に立替払を委託するとともに、</u>商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、法人会員及びカード使用者は、当社に対し、<u>カードのご利用又は商品等の購入</u>を取り消し、<u>その精算を</u>される際は当社の定める方法でお手続いただくことを、予めご承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。ただし、<u>カードのご利用又は商品購入の取消し</u>については、(1)を適用いたします。なお、法人会員及びカード使用者は、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗</p>

<p>ないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とする商品購入はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) カードのご利用に際しては、<u>当社が認めた場合を除き</u>、当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とする商品購入はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) (略)</p>
<p><b>第 12 条（商品購入代金の支払方法等）</b></p> <p>(1) 商品購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第 12 条（商品購入代金の支払方法等）</b></p> <p>(1) 商品購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③事務上の都合により<u>前月又は翌月</u>以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。</p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>第 14 条（商品の所有権）</b></p> <p>商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されるものとします。</p>	<p><b>第 14 条（商品の所有権）</b></p> <p>商品の所有権は、<u>当該商品に係る債務を完済いただくまで</u>当社に留保されるものとします。</p>
<p><b>第 18 条（カードの紛失、盗難等）</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の場合、カード使用者以外によるカード又はカード情報の利用により生じた</p>	<p><b>第 18 条（カードの紛失、盗難等）</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の場合、カード使用者以外によるカード又はカード情報の利用により生じた</p>

<p>損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後発生した分については法人会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、法人会員にお支払いいただきます。</p> <p>①② (略)</p> <p>③戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。</p> <p>④法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。</p> <p>⑤第 9 条（暗証番号）(2) にあたる場合。ただし、第 9 条（暗証番号）(2) ただし書に該当する場合を除きます。</p> <p>⑥カード又はカード情報が法人会員の関係者又はカード使用者の家族、親類、同居人、その他法人会員及びカード使用者以外の関係者によって利用されたことによる場合。</p> <p>⑦ (1) に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続」という）において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により (1) の各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。</p>	<p>損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後発生した分については法人会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、法人会員にお支払いいただきます。</p> <p>①② (略)</p> <p>③法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。</p> <p>④第 9 条（暗証番号）(2) にあたる場合。ただし、第 9 条（暗証番号）(2) ただし書に該当する場合を除きます。</p> <p>⑤カード又はカード情報が法人会員の関係者又はカード使用者の家族、親類、同居人、その他法人会員及びカード使用者以外の関係者によって利用されたことによる場合。</p> <p>⑥ (1) に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続」という）において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により (1) の各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。</p> <p><u>⑦戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。</u></p>
<p><b>第 20 条（お届け事項の変更等）</b></p> <p>(1) 法人会員は、法人名、代表者、所在地、電話番号、連絡担当者、実務担当者、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 24 条（その他承諾事項）(5) 又は (6) に定義する PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続をとるものとします。</p> <p>(以下 略)</p>	<p><b>第 20 条（お届け事項の変更等）</b></p> <p>(1) 法人会員は、法人名、代表者、所在地、電話番号、連絡担当者、実務担当者、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 24 条（その他承諾事項）<u>(7) 又は (8)</u> に定義する PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続をとるものとします。</p> <p>(以下 略)</p>
<p><b>第 22 条（期限の利益の喪失）</b></p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>第 22 条（期限の利益の喪失）</b></p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤法人会員、カード使用者又は連帯保証人が、第24条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>(2) 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤法人会員、カード使用者又は連帯保証人が、第24条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、<u>同条(5)に掲げる行為の一つでも行ったとき</u>、又は、当社が、同条(4)もしくは第25条(マナー・ローダリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>
<p><b>第24条(その他承諾事項)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人会員及び連帯保証人は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①② (略) (新規に規定)</p> <p>③当社が法人会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。</p> <p>④与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、法人会員の決算書、資金繰り表もしくは事業計画書等の書類、連帯保証人の住民票の写し等・源泉徴収票その他の所得証明、又は公的機関が発行する書類等を取得、ご提出いただくこと。</p> <p>⑤(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>(3)(4) (略)</p>	<p><b>第24条(その他承諾事項)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人会員及び連帯保証人は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①② (略)</p> <p>③法人会員は、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等の当社が弁済を受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担するものとします。ただし、当社は、法人会員がお支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、法人会員に当該費用を請求するものとします。</p> <p>④当社が法人会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。</p> <p>⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、法人会員の決算書、資金繰り表もしくは事業計画書等の書類、連帯保証人の住民票の写し等・源泉徴収票その他の所得証明、又は公的機関が発行する書類等を取得、ご提出いただくこと。</p> <p>⑥(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>(3)(4) (略)</p>

(新規に規定)

(新規に規定)

(5) 法人会員（法人である法人会員をいう。本項において以下同じ）は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」という）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について、PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会

(5) 法人会員、カード使用者及び連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(6) 法人会員、カード使用者及び連帯保証人、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社 HP「お客様対応方針」にも記載しています。

①暴力、威嚇、脅迫、強要等

②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

(7) 法人会員（法人である法人会員をいう。本項において以下同じ）は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」という）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について、PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会

<p>員に対する通知を行うことなく、本サービス利用の停止の処置をさせていただくことがあります。</p> <p>(6) 法人会員（個人事業主である法人会員をいう。本項において以下同じ）は、自らがPEPs関係者に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（当社が同法に基づき他に申告を求めるとある場合にも同様とします。）。なお、当社が法人会員について、PEPs関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、前項に準じて、追加確認及び本サービス利用の停止処置をとることがあります。</p>	<p>員に対する通知を行うことなく、本サービス利用の停止の処置をさせていただくことがあります。</p> <p><u>(8) 法人会員（個人事業主である法人会員をいう。本項において以下同じ）は、自らがPEPs関係者に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（当社が同法に基づき他に申告を求めるとある場合にも同様とします。）。なお、当社が法人会員について、PEPs関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、前項に準じて、追加確認及び本サービス利用の停止処置をとることがあります。</u></p>
<p>(新規に規定)</p>	<p><b><u>第25条（マネー・ローndリング等の禁止）</u></b></p> <p><u>(1) 法人会員及びカード使用者は、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローndリング等」という）の目的で、カードを利用してはいけないものとします。</u></p> <p><u>(2) 当社は、マネー・ローndリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、法人会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。</u></p> <p><u>(3) 当社は、マネー・ローndリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。</u></p>
<p><b>第25条（会員資格の喪失等）</b></p> <p>(1) 法人会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社が不適用と認めた場合は、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①② (略)</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申</p>	<p><b>第26条（会員資格の喪失等）</b></p> <p>(1) 法人会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社が不適用と認めた場合は、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①② (略)</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申</p>

<p>告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないとき。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦マネーロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると当社が判断した場合及び、当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。</p> <p>⑧第 20 条（お届け事項の変更等）(1) に違反し代表者のお届け事項の変更がなかったとき、又は第 7 条（連帯保証）(3) の連帯保証人の変更もしくは追加に応じなかったとき。</p> <p>⑨法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>告をしたとき、又は、当社が発行する他のカードを含む当社に対する債務の返済が行われないとき。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦法人会員又はカード使用者が、第 24 条（その他承諾事項）(4) の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、<u>同条 (4) もしくは第 25 条（マネー・ロンダリング等の禁止）(2) に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u></p> <p>⑧法人会員又はカード使用者が、第 24 条（その他承諾事項）(5) (6) に掲げる行為を一つでも行ったとき。</p> <p>⑨第 20 条（お届け事項の変更等）(1) に違反し代表者のお届け事項の変更がなかったとき、又は第 7 条（連帯保証）(3) の連帯保証人の変更もしくは追加に応じなかったとき。</p> <p>⑩法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(以下 略)</p>
<p><b>第 26 条（日本国外でのカードの利用）</b></p> <p>日本国外でのカード利用については、以下のことが適用されます。</p> <p>①商品購入代金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後、これを円換算するものとします。また、商品購入代金については、国際提携組織が指定するレートに当社または国際提携組織が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料率（アメリカン・エクスプレスの場合 2%）を加えたレートを適用します。</p> <p>(以下 略)</p>	<p><b>第 27 条（日本国外でのカードの利用）</b></p> <p>日本国外でのカード利用については、以下のことが適用されます。</p> <p>①商品購入代金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後、これを円換算するものとします。また、商品購入代金については、<u>円換算時に外貨取扱手数料 2.0%（アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料 0.25%、当社が定める外貨取扱手数料 1.75%）を加えた換算レート</u>を使用します。</p> <p>(以下 略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上